

(案)

平成27年(2015年)9月 日

吹田市長 後藤 圭二 様

「建設改良事業と財源のあり方について」

～第10次水道事業経営審議会の意見のまとめ～

吹田市水道事業経営審議会 会長 北詰 恵一

当審議会では、平成26年7月の発足以降、本市の水道事業の概要や現状・課題・評価について、委員の共通認識とした後、計6回にわたり「建設改良事業と財源のあり方について」審議してきました。これは平成26年6月23日に第9次水道事業経営審議会から示された「答申」に基づき、水道部が料金改定について検討を進めている内容について、随時説明・報告を受ける中で、学識経験者委員、水道使用者委員それぞれの立場から意見を申し述べてきたものであります。

水道部が検討している方向性については「答申」に沿ったものと評価したうえで、さらに審議の中での意見を参考にされて、平成28年4月からの料金改定(案)を作成していただくことを望むものであり、以下「まとめ」として市長に意見を述べるものです。

1. 施設整備事業の計画的な推進のため、下記の点を考慮して財源確保に努めてください。

- (1) 安心・安全を守る上で施設の耐震化や更新等の建設改良事業は計画的に進めることが必要であり、将来の経営状況の予測をもとに、財源が確保できる適正な料金改定案を作成することが必要です。その際、確保すべき財源の算定基礎となる建設改良工事費については、十分精査するとともに平準化などを検討いただきたい。
- (2) 長期的に使い続ける水道施設の建設事業については、企業債の活用により将来世代にも負担をいただくことも必要と考えるので、その財源となる水道料金と企業債のバランスを十分に考慮してください。

2. 受益者に応分の負担をしていただくことを目指し、下記の点を考慮して料金体系を見直してください。

- (1) 9割を超える件数が「一般専用」となっている現状の用途別料金体系及びすべての口径において同一の基本料金であることについて、改善すべきと考えます。
- (2) 料金改定を考える上で、基本料金と従量料金の割合の変更については経営を安定させるという目的からその必要性は理解できますが、少量使用の料金が急激に上がることがないように適正な割合を検討ください。
- (3) 分かり易さ、受益者負担の公平性の観点からは均一従量料金という考え方もある一方で、水道事業として逡増料金制は必要と考えます。しかし、これまでと同様に大量使用者に負担をかけすぎることには問題があり、適正な配分を十分考慮したうえで逡増度を緩和してください。
- (4) 地下水利用専用水道の導入などが進んでいますが、そのような状況においても水道事業として経営が成り立つ仕組みとして、水道水を地下水のバックアップとして補給的に利用する場合の応分の負担などを検討ください。

3. 水道は市民生活に不可欠なインフラであり、地方公共団体が実施主体となっていますが、国に対しても補助金等確保に向けた要望をするなど、収益における多様な可能性を追求してください。

4. 今回の改定にあたっては、理念やポリシーを明確にしながら、さらにそれをサポートするような指標を持ち、継続的に検証し、市民に分かりやすい形で評価を行うことが必要です。料金の改定を機に、水道事業経営の透明性をさらに高め、その説明責任を果たしてください。

5. 少量使用者にとって急激な負担増とならないよう、経過措置を設けるなどの配慮が必要です。

6. 料金改定にあたっては、市民に対して、丁寧で分かり易い説明に努めてください。

以上